

令和6年7月8日

各位

公益社団法人北海道観光機構  
会長 小金澤 健司  
(公印省略)

「令和6年度 アドベンチャートラベル推進事業 秋季FAMツアー実施事業」の  
委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記のとおり募集いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和6年度 アドベンチャートラベル推進事業 秋季FAMツアー実施事業

2. 事業目的

昨年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本(ATWS2023)がアジアで初めて実地開催されたことを受けて、海外から北海道へのアドベンチャートラベル(AT)における注目度が高まっているが、一方で、ATWS2023参加者アンケートでは「情報不足」を課題として挙げる意見が多かったことから、引き続き、海外旅行会社やメディア向けに効果的に情報発信していくことが求められている。

本事業では、北海道のATの魅力をお米豪市場に向けて効果的に発信することを目的として、お米豪市場向けメディアを対象としたFAMツアーを実施する。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール(予定)

7月8日(月)	公示
7月22日(月)	企画提案の参加表明期限
8月2日(金)	企画提案書の提出期限
8月上旬	審査会(ヒアリング審査)の実施(予定) ※4社以上応募の場合は、書類による予備審査の上、上位3位による本審査(ヒアリング審査)を行なう
8月中下旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光機構  
観光戦略部 角 猛志  
Email t\_sumi@visithkd.or.jp TEL 011-231-0941

以上

# 令和6年度 アドベンチャートラベル推進事業 秋季FAMツアー実施事業 企画提案募集要領（企画提案指示書）

## 1. 事業目的

昨年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）がアジアで初めて実地開催されたことを受けて、海外から北海道へのアドベンチャートラベル（AT）における注目度が高まっているが、一方で、ATWS2023参加者アンケートでは「情報不足」を課題として挙げる意見が多かったことから、引き続き、海外旅行会社やメディア向けに効果的に情報発信していくことが求められている。

本事業では、北海道のATの魅力をお米豪市場に向けて効果的に発信することを目的として、お米豪市場向けメディアを対象としたFAMツアーを実施する。

## 2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

## 3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

## 4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

## 5. 委託事業費（上限）

6,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

(2) 業務スケジュール

7月8日（月） 公示

7月22日（月） 企画提案の参加表明期限

8月2日（金） 企画提案書の提出期限

8月上旬 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）

※4社以上応募の場合は書類による予備審査の上、上位3位による本審査（ヒアリング審査）を行なう

8月中下旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施  
1月31日(金) 実績報告書の提出、委託業務の修了

## 7. 業務委託内容（企画提案事項）

### (1) 招へい者の選定

ATに知見があり、欧米豪市場に対して発信が可能なメディアまたはインフルエンサーを選定すること。

#### ① 招へい対象者

欧米豪市場をターゲットにしたATに関する記事、画像などを掲載・発信したことがある、またはATに知見のあるメディアやインフルエンサー等。

※外国人が望ましいが、欧米豪市場に向けた発信ができるメディアの方であれば日本人も可とする

※ATTA会員メディアやATWS2023に参加したメディアが望ましいがその限りではない

#### ② 招へい者の候補を一覧にして提案すること。

招へい者対象者の一覧には発信媒体、投稿数、フォロワー数などこれまでの実績が分かる情報を含めること。

#### ③ 招へい者数

3名(3社)以上

※最終選定は観光機構と協議のうえ行うこと。

### (2) FAMツアーの実施

北海道の秋のアクティビティを含むATコースを提案すること。

#### ① 実施時期

令和6年9月～令和6年11月15日まで

実施可能なスケジュールを提案すること。

#### ② 実施コース

北海道内のATに適切なコースを提案すること

#### ③ FAM日数

道内で3泊4日以上 of 適切な日程。

※FAM開始時の前泊および終了時の後泊はFAM日数に含めないこと(1日目の午前から最終日の午後までを含めた3泊4日以上 of 道内での旅程とすること)。

#### ④ アクティビティ

トレッキングやハイキングなど北海道の秋を感じることでできるアクティビティが望ましい。アクティビティの他にもAT構成要素である文化体験、地域交流も含めたATコースを検討すること(ATWS2023のプレサミットアドベンチャー※と同等の構成)。

※プレサミットアドベンチャーとはATWS前にサミット参加者向けに募集催行する3～4日間程度のATツアーのこと。

ATWS2023参考WEBページ：<https://events.adventuretravel.biz/summit/hokkaido-2023/pre-summit-adventures>

#### ⑤ 言語

英語で実施すること。

英語でのガイドが難しい場合は通訳できるものを同行させること。

#### ⑥ メディア参加者を意識した行程

参加者がメディアであることを意識し、写真や動画撮影、アクティビティ体験後のガイドや施設に対する取材等の時間を考慮したゆとりのある行程とすること。

#### ⑦ スルーガイドの同行

ツアーの全体ストーリー説明できるスルーガイド又は添乗員を同行させること。可能な限り北海道アドベンチャートラベルガイド資格保有者をアサインすること。

#### ⑧ アクティビティガイド

アクティビティガイドの保有資格を明示すること。可能な限り北海道アウトドアガイド若しくは北海道アドベンチャートラベルガイド資格保有者をアサインすること。

⑨ その他

- ・招へい者のインバウンド保険（または国内旅行傷害保険）に加入すること
- ・招へい者の出発国空港からの移動旅費を全て事業費に含めること
- ・乗継地やツアー開始前後の宿泊が必要な場合はその手配を事業費に含めること
- ・招へい者の査証取得が必要な場合はその取得サポートを行うこと
- ・ツアー最終日に、招へい者に対してアンケートを実施すること

(3) メディア発信

FAM 終了後に実施できる「北海道のアドベンチャートラベル」のPR・誘客に繋がる効果的な発信内容を提案すること。

① 媒体およびKPI

(ア) 発信マーケット（例：欧州、北米など、国名を挙げてもよい）

(イ) 発信メディア詳細（メディア名、種類、特徴、視聴者や登録者数、フォロワー数、ページビュー（PV）数、ユニークユーザー（UU）数、視聴閲覧者の国別割合など、できるだけ詳細な配信の詳細）

(ウ) 発信時期や掲載期間を記載すること

(エ) その他

- ・ATに特化したメディアが望ましいが、ATを広く周知できるメディアも可とする
- ・動画、WEBやSNS等による情報発信も可とする

② 発信時期（期限）

令和7年1月31日（金）までに露出・発信を完了すること。

③ 納品物

- ・発信、掲載した出版物や画像等が明確に確認できる資料
- ・動画、WEBやSNS等の場合は、閲覧者の反応が分かる資料（いいね数やコメント数等のエンゲージメント率等が記載された資料）

(4) (1)～(3) 共通注意事項

事業実施内容は、観光機構と協議の上で決定すること。

(5) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(6) その他

上記以外に「秋季FAMツアー実施事業」の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(7) 上記(1)～(3)の業務遂行にかかる計画の策定

(8) 上記(1)～(3)の業務にかかる進行管理

(9) 事業実績報告書及び成果物の提出

- ① 事業実績報告書 紙媒体3部及び電子データ（USBメモリに入れて納品）
- ② 成果物 メディア発信した内容が確認できる資料

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行なうこと。

(1) 提出期限 令和6年7月22日（月）15:00

(2) 提出方法 メール

(3) 提出場所 観光戦略部 角猛志 t\_sumi@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。  
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）。

③ 実施スケジュール

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること（企画提案が採択された後は、業務処理計画書として再提出する）。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。  
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）

⑦ 見積書（参考見積り）

- ・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
- ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4判 4部（社名あり1部、社名なし3部）

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和6年8月2日（金）15：00（厳守）

(5) 提出場所

札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光機構 観光戦略部  
担当：角猛志 TEL 011-231-0941

10. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。

- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) 企画提案の採否については文書で通知する。

## 12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

## 13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

## 14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

## 15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光機構  
観光戦略部 角猛志  
t\_sumi@visithkd.or.jp  
TEL 011-231-0941

以上